

行列行進集団示威運動に関する条例

昭和二十四年八月十七日

宮城県条例第四十七号

行列行進集団示威運動に関する条例を、次のように定める。

行列行進集団示威運動に関する条例

第一条 行列行進又は多衆の集団示威運動（徒歩又は車両で道路、公園その他公衆の自由に通行することができるところを行進し又は占拠しようとするもの、以下同じ。）は、県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けないで行つてはならない。

2 学生、生徒、児童のみが参加し、かつ、教科課程に定められた教育のため、学校の責任者の指導によつて行う行列行進又は冠婚葬祭、体育運動、その他示威行動にわたらないものは許可を要しない。

第二条 前条第一項の許可を受けようとするときは、主催者又は主催団体の代表者は、行列行進又は集団示威運動開始日時の七十二時間前までに、公安委員会に申請書を提出しなければならない。

第三条 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 行進又は示威運動の日時
 - 二 主催者の住所、職業、氏名、生年月日（団体にあつてはその名称、事務所の所在地、代表者の住所、氏名、生年月日）
 - 三 行進又は示威運動の目的及び種類
 - 四 行進の順路及び示威運動の場所
 - 五 参加団体名並びにその代表者氏名及び各団体の参加予定人員と使用車両数
- 第四条 公安委員会は、その行進又は示威運動が公安を害する虞がないと認める場合は、許可を与えなければな

らない。

2 前項の許可には、集団の無秩序又は暴力行為に対し、公衆を保護するため必要と認める条件を附することができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による許可を与えなかつたときは、その理由をすみやかに県議会に報告しなければならぬ。

4 第二条の申請書を受理した公安委員会が、その運動開始日時の二十四時間前までに条件を附し又は許可を与えない旨の意思表示をしないときは、許可のあつたものとして、行動することができる。

第五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第一条第一項の規定に違反した者

二 第三条の申請書に虚偽の事項を記載した者

三 第四条第二項の規定により公安委員会の付した条件に違反した者

第六条 この条例は、行列行進又は、示威運動以外の公の集合を禁止し若しくは制限し、又は政治運動、プラカード、出版物、その他文書図画等の監督検閲の権限を公安委員会、警察官その他の公務員に与えるものと解釈してはならない。

第七条 この条例は、選挙に関する法令に何らの影響を及ぼそうとするものではなく、又、選挙運動中の政治的集会又は演説に関し事前の届出を必要ならしめようとするものではない。

第八条 この条例を施行するため必要な事項は、公安委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年十月十一日条例第七十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日条例第八号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。